

2月議会は3月21日終了しました。団長報告「2月定例議会を終えて」、最終本会議での意見書・決議案討論、議案討論、意見書・決議案一覧、請願一覧、他会派の代表質問、一般質問の項目を紹介します。

【もくじ】

団長談話「2月定例議会を終えて」	1
意見書・決議案討論 迫 祐仁 府議	5
議案討論 西脇いく子府議	8
意見書案・決議案 本文	12
意見書・決議案一覧、請願一覧	22

2008年2月定例議会を終えて

2008年3月26日
日本共産党京都府会議員団
団長 新井 進

2月14日から3月21日まで開会された2月定例議会が閉会した。

わが党議員団は、予算特別委員会審議前の2月25日に、今議会での基本的立場を明らかにした「開始にあたって」を発表し、「構造改革」路線による負担増や地方切捨てに加え、原油価格高騰等でいっそう深刻となる府民の営業と暮らしを守るため、京都府政が自治体本来の役割を果たすよう、本会議や予算特別委員会の中で論戦し奮闘した。

今議会には、山田府政2期目の折り返し点となる平成20年度一般会計予算をはじめとする予算など59議案、及び人事案件1議案が提案された。

わが党議員団は、一般会計予算、和田埠頭建設をすすめる港湾事業特別会計予算や巨大貯留管「呑龍トンネル」建設を含む流域下水道事業特別会計予算、使わない府営水を住民に押し付ける水道事業会計予算、追加提案の58号議案の学研都市「株式会社けいはんな」にかかわる負担付き寄附受け入れ及び財産の無償貸付など8件に反対し、人事案件を含む他の52議案には賛成した。

1、今議会は、参議院選挙で示された「構造改革」路線を進めてきた自公政治に対する厳しい審判と新しい政治を求める国民的な模索、また、あいのりへの批判の中、日本共産党と市民との共同で大善戦となった京都市長選挙の結果のもとで行われ、これらが知事や与党会派にも大きく影響を与えるものとなった。

そうした中、長年にわたる住民の願いと運動、そして日本共産党との共同した取り組みと議会における論戦が、新年度予算案に施策として反映した。

当初予算には、小学校3年生から6年生まで2年間かけてすべての小学校を対象に計画的に30人程度学級に改善することが盛り込まれた。予算審議では、これまで「かつては50人クラスだった」などと述べ30人学級に背を向けてきた与党会派からも「今後、中学校も含め計画的に拡充してほしい」など要望が出されたように、少人数学級拡充の流れは大きく広がっている。また、木造耐震改修助成制度の要件緩和、原油価格高騰対策等特別融資の創設などが盛り込まれ、わが党議員の追及に「幅広く見ていく」と答弁し、対象を

限定しない立場も示された。

また、わが党議員団が一貫して求めてきた雇用問題についても本会議でわが党議員の追及に、知事が「正規雇用の大切さが見直される時期にきている。関係法令も整備されるよう、意見を述べていきたい」と、国に求める姿勢を初めて示した。予算委員会審議では、「構造改革」推進の立場に立つ民主党議員からも「正規と非正規の差別待遇がないか。健康で安心して長期で働ける環境があるのか」との質問や、府庁の人員削減の影響をただすなど、深刻となる雇用の実態とわが党の論戦が大きく影響していることを実感させるものとなった。

2、平成20年度一般会計予算は、全体としては、わが党の論戦を通じ、府民の暮らしを支える施策を削減し、さらに京都府の自治体としての役割を後退させる「受益と負担」「自立・自助」を基本とした「経営改革プラン」推進の立場には変わらないことがより明らかとなり、わが党議員団は反対した。

その理由は第1に、府民の暮らしと営業を守る上でかせない事業を削減したことである。その一つが昭和54年から実施し、予算審議でも理事者が「経済的、精神的負担が大きいため、激励と支援をこめて実施してきた」と、その意義を述べた「難病患者療養見舞金」及び「小児慢性特定疾患患者見舞金」の廃止である。また、39年間にわたり教育の機会均等、保護者の経済的負担の軽減などを目標に実施してきた、府外の私立高校に通学する1600人の生徒を対象にした授業料補助を、今後削減・廃止をすることである。

しかも、これら事業の削減手法として、一昨年から導入された外部委員会による「事業仕分け」によって1回20分から30分の議論のなかで、「他府県が実施していない」などとして乱暴に切り捨てる方法を用い、当事者から意見も聞かず削減したことは、新自由主義の立場に立つ山田知事の本質を端的に示したものである。

しかし、一方で、これら事業の廃止提案がされた直後から、難病団体の皆さん方が二度にわたり知事や全会派に申し入れをされ、自治体要求連絡会も緊急に抗議デモを起こすとともに、知事総括質疑でも追及し廃止の撤回を求める中、山田知事は撤回には背を向けたものの「(難病施策について)今後、実状をお聞きして、新しい事業で対応していきたい」と答えざるを得なくなったことは重要である。

また、商店街関連予算を平成17年比9300万円削減、中小企業団体関連予算2億4100万円削減となるなど、支援すべき深刻な中小小売業者や商店街の実態に背を向けたものとなっている。

第2に、府民の安心・安全を守る上で、京都府の役割を果たしていないことである。

京丹後市峰山町内記でバイパス開通直後、1年間で2名もの死亡事故が発生するなど、交通安全対策は急務であるにもかかわらず、京都府内全体で300から400件もの信号機設置要望に対し、府内全体でわずか20基の予算化のみである。また、防災対策としての河川改修予算の連続削減など、「安心・安全」を口にしながらか住民に身近な安全確保はおざなりとなっている。

第3に、本来メスを入れるべきムダ遣いが継続されている点である。

京都市長選挙でも大きな争点となった京都市内高速道路計画について、斜久世橋線に4年間で12億円、合計124億円を支出し、また審議でも水需要増の根拠がないことが明らかであるにもかかわらず畑川ダム建設を進めようとしていることは重大である。

また「高等学校奨学金償還対策事業費」3億8000万円など依然として同和特別扱いが残されている。これは京都市長選挙の争点となり、世論の批判の中、京都市が今年度の返済肩代わりの執行の停止と来年度予算の計上をやめた制度と同じ主旨の制度であり、見直すことが求められたものである。

第4に、税務共同化推進のための予算が含まれていることである。「税務共同化推進費」は、今秋にも「税務共同化のための広域連合」立ち上げるための予算であるが、長岡京市が「広域連合へは、市町村による判断や選択に基づいて参加できるようにし、時期も柔軟に対応を」と求め、長岡京市議会も同趣旨の意見書を全会一致で可決したように、各市町村でも、市町村議会や住民の中でも議論はこれからである。しかも、自治体の賦課・徴収の自主的権限を侵すのではないかと、総合性が維持できるか、個人情報守られるかなど、関係者から疑問や意見が出されている。ところが、課税も徴収も共同化することを既定の路線として、結果を押し付け、拙速にすすめることは市町村自治、住民自治を踏みにじるものである。

3、今議会には、後期高齢者医療財政安定化基金条例が提案された。これは後期高齢者医療制度が実施された場合、京都府が設置する基金設置のための条例であるが、わが党は、4月実施の中止と国会で廃止法案を提案しており、府民の廃止の願いにこたえるため反対した。また、心身障害者扶養共済条例一部改正は、障

被害者の保護者が死亡した後の生活を支えるための重要な施策であるが、今回の改正により大幅に掛け金を値上げするもので、反対した。

「拡声器による暴騒音の規制に関する条例一部改正」については、音量の測定について換算測定方法を導入し、拡声機の使用停止命令や移動命令を新設し、これに伴う罰則も整備しようとするものであるが、右翼等の暴騒音だけでなく、憲法に保障された権利に基づく府民の通常の活動をも規制しようものとなっており、今回の改正案では、府民の表現の自由や政治活動の自由を不当に制限する恐れが強まるものであり反対した。

また民事再生を申請した学研都市の「株式会社けいはんな」について、本議会に経営再生計画の一環として、「けいはんな」からラボ棟などの負担付き寄附を受け、これを10年間無償で「けいはんな」に貸し付ける議案が提案されたが、わが党は反対した。その理由は第1に、なぜ100億円もの負債を抱える事態となったのか、また15億円出資し、副知事を取締役に送ってきた本府の責任について、議会と府民にまともな責任ある説明がなされないばかりか、昨年の予算委員会でも猿渡副知事は「少しずつ借金は返していける事業体になってきている」と事実を覆い隠す答弁を繰り返してきたこと、第2に、「株式会社けいはんな」が、10年間で社債20億円を返済し、ラボ棟等の大規模改修等、長期にわたり安定した経営ができる事業体になる保障等について全体の「再生計画」の説明がなされていないこと、第3に、今後一層の府負担、府民負担が明らかであること、第4に、国家的プロジェクトである学研都市建設であるにもかかわらず、地元自治体に責任と負担を負わせる「第三セクター方式」の株式会社とするものであり、国の責任で再生させる道へと転換すべきと厳しく求めた。

4、わが党議員団は、切実な府民要望の実現と、府民の安心・安全を守るため積極的に論戦した。

深刻となる雇用問題では、府の職場でも配偶者暴力相談支援センター相談員が非常勤嘱託で、収入は月13万円から14万円、一時金ゼロ、1年毎の契約更新を10年間にわたり続けていること、本庁でも本来業務の伝票審査業務に派遣労働者が雇用されていることなど、不安定雇用が京都府職員の中に増えていることを具体的に指摘し、その背景にある、06年度より4年間で職員を1500人削減するという「給与費プログラム」の問題を明らかにし、改善を求めた。

本年4月から実施される京都府立大学、および京都府立医科大学の「法人化」について、中期目標が示された。わが党議員団はこれまでから、大学の自治と学問の自由を守る立場から「法人化」に反対してきたが、引き続き学内意見が尊重されるとともに、府が公的責任を果たすよう求めた。

身体障害者等駐車禁止除外指定標章について、除外とされた下肢3級の2、4級を対象とするよう、今議会を含め求めてきたが、他会派からも同じ意見がだされ、見直しの方向が示されたことは重要である。

また、城陽市の山砂利採取地に産業廃棄物を含む建設汚泥処理土が持ち込まれた問題について撤去を求める城陽市や住民の願いに応え、京都府が覆土方針を押し付けないよう求め、また南丹市のカンポリサイクルセンターで基準値を超えたダイオキシンが発生した問題では、カンポ社自らが国基準より厳しい自主基準値を設定したにもかかわらず、京都府が国基準で稼働を認めることのないように厳しく求めるなど、府民の安心・安全を守る論戦を行った。

5、今議会には、「京都府行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」「京都府の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」が議員提案され、成立した。

これらは、議会改革の一環として、これまで議会には報告のみとされてきた府政の基本に関わる重要な計画を議会の議決を要するものとし、また京都府が出資している法人についても、一定の要件を設け、議会への報告等を義務付けることとなった。さらに、与党会派がこれまで「部屋の広さがない」などと拒否してきた委員会の直接傍聴を認めることと、インターネットでも委員会速記録が公開される方向も確認された。今後、よりいっそう府民に開かれた、透明性のある議会となるよう積極的に働きかけるものである。

また、今議会で5月臨時議会を毎年開催することが決まった。これは、昨年の府会議員選挙直後の議長等を選出するための5月臨時議会で、与党会派がまともでない中「連日の1分議会」としてマスコミなどから批判があったものである。わが党議員団は、議会審議を活発に行う立場から、常任・特別委員会の実質審議ができるようにすること、開会から閉会までの間は休会とすること、常任・特別委員会委員の選出を行うこと、などを求めた。

6、平成12年から議員歳費の5%カットの条例を全会一致で成立させ、実施してきたが、平成20年度については、条例提案が行われなかった。わが党議員団は、府民の暮らしが厳しいときこそ、引き続き5%カットは継続すべきであると与党会派に求め、条例提案をすべきと提案したが、与党会派は歳費の削減を継続することに背を向けた。

7、意見書については、開会直後にイージス艦「あたご」の事件をうけ「海上自衛隊艦艇と漁船との衝突事故に関する意見書」と最終本会議で沖縄少女暴行事件をうけ「在日米軍人等による犯罪防止に関する意見書」を全会派提案により可決した。

4月から実施予定の後期高齢者医療制度について、国会では共産党、民主党、社民党、国民新党の野党4党による「後期高齢者医療制度廃止法案」が提案され、全国的に廃止を求める声が大きく広がっている。今議会には、京都民主医療機関連合会から提出され、わが党議員のみが紹介議員となった「後期高齢者医療制度の廃止を求める請願」に、厚生常任委員会で民主党議員も賛成した。この請願を受け、わが党は、最終本会議に意見書を提案し、民主党も同趣旨の意見書を提案した。さらに、毎年「道路特定財源の堅持を求める意見書」をオール与党が提案してきたが、今議会は民主党が提案者にはならなかった。これらは、国民の運動と世論に押された結果である。

また、与党会派提案の「難病対策の充実に関する意見書」「肝炎対策の推進に関する意見書」「食の安心・安全の確保に関する意見書」は、これまでわが議員団が求めてきたもので、府民の切実な声に与党会派もこたえざるをえなくなったものである。一方、与党会派提案の「2016年オリンピック・パラリンピック競技大会の日本招致に関する決議」は、オリンピックの東京誘致をてこに東京の再開発と一極集中をすすめるもので、わが党は反対した。また、わが党議員団提案の原油価格高騰で苦しむ中小企業を支援するための「中小企業を支援する緊急対策を求める意見書」「消費税増税に反対する意見書」および「労働者派遣法の抜本改正を求める意見書」に、与党会派が反対するという道理のない態度をとったことは重大である。

山田府政も2期目の折り返し点となった。引き続き府民のみなさんとの共同した闘いに全力をあげるとともに、来るべき総選挙での日本共産党の躍進で、自公政治に厳しい審判を下すため奮闘するものである。

● 2008年3月21日の2月議会閉会本会議で、迫祐仁議員が行なった意見書・決議案についての討論(大要)を紹介します。

意見書・決議案についての討論

■ 迫 祐仁 (日本共産党・京都市上京区)

日本共産党のさこ祐仁です。

ただいま議題になっています、意見書案など15件について、自民党、公明党提案の「道路特定財源の堅持による地方財源の確立を求める意見書(案)」、民主党提案の「道路特定財源改革をはじめとする地方分権改革の推進と地方財源の確保を求める意見書(案)」、自民党、民主党、公明党提案の「2016年オリンピック・パラリンピック競技大会の日本招致に関する決議(案)」に反対し、他の12件に賛成の立場で討論します。

「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書(案)」について

最初にわが党提案の「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書(案)」および民主党提案の「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書(案)」についてです。

わが党は、これまで後期高齢者医療制度の中止・撤回を一貫して求めてきましたが、実施直前となり、いよいよ全国的にも京都府でも「実施の中止・撤回」を求める声が大きな怒りとなっています。

75歳で一律に線を引き、別立ての保険へとひきはがし、受ける医療の内容まで差別し、積極的に治療を行わない「看取りの医療」へと、そのあり方の大本をゆがめてしまうものです。

政府は、後期高齢者について、治療が長期化する、複数疾患がある、認知症がある、いずれ死が避けられない、など「心身の特性がある」として一律に線を引く理由を述べています。しかし、お元気な方も、活躍されている方もおられ、なによりも人生の達人で知恵も工夫も学ぶことは大変多いわけで、一律にしかも別立ての制度へと差別する理由はどこにもありません。

現在、私ども日本共産党、民主党、社民党、国民新党の野党4党で、「後期高齢者医療制度の廃止を求める法律案」を提出しています。この法律案の徹底審議を求めるとともに、成立をはかり、後期高齢者医療制度の廃止を求めるところそ府民の怒りと願いに応えることであり、府議会の役割だと考えます。みなさんのご賛同をお願いいたします。民主党提案も同様の趣旨で賛成です。

「道路特定財源にかかわる意見書(案)」について

次に、現在開かれている国会で大問題になっている「道路特定財源にかかわる意見書(案)」についてです。年金、医療、介護、福祉、教育、子育て、どれをとっても、国民は、現在の政治に対する不満と怒りに満ちあふれています。国会では、揮発油税など道路特定財源が、いかに無駄に使われ続けているかその実態が次々に明らかになり、どの世論調査をとっても、道路特定財源の一般財源化および暫定税率の廃止を求めると世論は6割を超えており、国民の圧倒的多数の声です。

マスコミがこぞって「ムダづかいのオンパレード」と指摘するように、道路特定財源がムダづかいの温床となっている根本問題は、10年間に59兆円もの巨額の税金を道路整備に投入する「道路整備中期計画」にあります。国民にとって必要な道路整備予算を積み上げるのではなく、まず59兆円の総額を確保し、それを使い切るという仕組みがムダづかいの温床になっているのです。

政府および自民、公明与党は、あかすの踏み切りの解消やバリアフリー化など生活道路の整備の必要性を前面に掲げていますが、それらの予算は全部あわせても中期計画の1割に過ぎず、東京湾口道路や紀淡連絡道路、京都市内高速道路の残り3路線など、不要・不急の大型道路計画が4割を占めています。一般財源化し、地方の自主財源を保障した上で、住民の暮らしのために予算をまわせるように改革すべきです。

道路特定財源の堅持を求める自民党、公明党案は、国民多数の声を理解しない、まったく時代遅れの意見書案であり、反対です。民主党案は、焦眉の課題となっている道路特定財源のムダづかいには一切触れず、地方分権と地方財源の問題に論点をそらせた提案であり、暫定税率の廃止も求めてはいません。国会での民主党の態度とは矛盾し、府民の期待に答えられるものではありません。よって、反対するものです。

「中小企業を支援する緊急対策を求める意見書（案）」について

次に、わが党提案の「中小企業を支援する緊急対策を求める意見書（案）」についてです。

昨年来、原油価格と資材価格が高騰し続けており、中小企業は、「構造改革」不況のうえに追い討ちをかけられて、まさに危機的状況です。

たとえばこの京都でも、ある建築関連の中小業者は、元請会社から「今までの単価で請け負ってくれ」と言われ、材料の値上がり分を払ってもらえずに自分の労賃を削っている状況です。これまで多くの中小企業が身を削って耐えてきたけれども、いよいよ耐え切れない業者が苦しみを重ねて倒産しており、実効ある緊急支援策が求められています。

自民党など提案の「中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書（案）」については賛同するものですが、外需頼み、輸出頼み、とくに国民の家計と消費をないがしろにしてきた、大企業中心の経済政策の見直しについては、まったく触れられていません。

2月19日の「日本経済新聞」は、「大企業から家計へ経済政策の軸足を移せ」と述べて経済政策の「改革」を訴えましたが、まさに今こそ、国民のふところを温め、内需を拡大する経済政策への大転換が求められています。わが党提案の意見書案は、今や国民全体の要求である「大企業中心から、国民と中小企業中心へ」の経済政策の転換を求めるものであり、賛同を呼びかけるものです。

「消費税増税に反対する意見書（案）」について

次にわが党提案の「消費税増税に反対する意見書（案）」についてです。

政府・与党は庶民増税と社会保障削減を継続した「08年度政府予算案」の採決を、衆議院で強行しました。43.3%だった最高税率を30%まで引き下げてきた法人税率や、70%を40%まで引き下げてきた所得税の最高税率をはじめ、大企業・大資産家への優遇税制を続けています。その結果大企業は、97年当時と比べ2006年には経常利益を15.1兆円から32.8兆円に倍増させているのに、払った税金は12.1兆円から13.7兆円へと横ばいでしかありません。その上、日本経団連はあつかましく政府に秋の通常国会で消費税の増税、法人税の一層の減税を迫っています。そもそも消費税は導入のときから、「社会保障のため」「高齢化社会のため」と言われながら、社会保障は改悪の連続でした。貧困が拡大し、府民の暮らしや京都経済が深刻なとき、いま必要なことは、軍事費のムダにしっかりメスを入れ、国民への増税をやめ、行き過ぎた大企業・大資産家優遇の減税を見直すなど、税金のとり方・使い方を抜本的に改め、応能負担の原則に基づく国民本位の民主的税制に転換し、消費税の増税なしに社会保障の財源をつくるべきです。

みなさんの賛同をお願いするものです。

「労働者派遣法の抜本改正を求める意見書（案）」について

次に、わが党提案の「労働者派遣法の抜本改正を求める意見書（案）」についてです。

いまや派遣労働者は321万人、その7割以上が、細切れの雇用を繰り返し、労働者を人間扱いしない登録型派遣や日雇い派遣です。こうした事態がはびこる原因となった1999年の労働者派遣法の改悪に反対したのは、日本共産党だけでしたが、いまや派遣労働者法の改正は国民的課題です。

わが党の志位委員長の質問に対して福田首相は「中長期的に見た場合、そういう雇用の形は決して好ましくない」と答弁せざるを得ませんでした。派遣問題をめぐって、いま与野党を超えて多くの党が改正を求めることで一致しています。安定した雇用で未来を開くためにも、働く者を守る「派遣労働者保護法」への抜本改正は緊急の課題であり、賛同を呼びかけるものです。なお自民党など提案の「労働者派遣制度を見直し地域における雇用・就業対策の拡充強化を求める意見書（案）」については賛同するものですが、これまでの一連の労働法制の規制緩和に賛成したことに対して、反省を促すものです。

自民党など提案の「難病対策の充実に関する意見書（案）」について

次に自民党など提案の「難病対策の充実に関する意見書（案）」についてです。

患者さんや患者団体の皆さんの願いは、すべての難病を難治性疾患克服研究事業の対象とし、医療費の自己負担を軽減するための特定疾患治療研究事業の拡充と追加指定です。

ところが、現在、政府が研究対象にしているのは2007年度で123疾患にすぎず、しかも2008年

度政府予算案は、この研究事業の予算を24億4千万円とし、前年度予算比で約1億3千万円減らしました。また、対象は2007年度で45疾患ですが、2008年度政府予算案は、前年度比約36億円増やしたものの、国の予算が追いつかないため、都道府県が超過負担している分の一部を解消する程度でしかありません。

この抜本的改善と対策こそが、難病に苦しむ患者と家族のみなさんの願いです。

自民党など提案の「肝炎対策の推進に関する意見書（案）」について

次に、自民党など提案の「肝炎対策の推進に関する意見書（案）」についてですが、この数年来一貫して肝炎対策を要求してきたわが党として勿論賛成です。国会でも去る18日参議院厚労委員会理事会で中断している法案審議の再開を提起し、与野党をこえて取り組むよう強く求めているところであります。同時に特措法に基づく救済についても、薬害立証が被害者の責任とされているもと、一律救済の理念とは程遠い状況となっている現状を打開するため、府議会としての一致した取り組みを提起するものであります。

自民党など提案の「食の安心・安全の確保に関する意見書（案）」について

次に、自民党など提案の「食の安心・安全の確保に関する意見書（案）」についてです。

今日、食の不安が広がったのは、なぜでしょうか。それは、食料は外国から安く輸入すれば良いとして、歯止めなく輸入自由化を進め、日本農業を破壊し、食料自給率を39%、食料の6割以上を輸入に依存し続けてきたためであり、その責任は、政府・与党にあります。

わが党は、国の検査体制が貧弱で、いま食の安心・安全に対する信頼を回復するには輸入食品検査体制の抜本的強化、自治体においても食品の情報の共有、保健所等関係機関の連携、食品衛生指導体制の充実・強化などとあわせ、京都府にも食品衛生監視員の専任化など一貫して要求してきたところであり、賛同します。

自民党など提案の「2016年オリンピック・パラリンピック競技大会の日本招致に関する決議（案）」について

最後に、自民党など提案の「2016年オリンピック・パラリンピック競技大会の日本招致に関する決議（案）」についてです。

わが党はもちろん、オリンピックそのものに反対ではありませんが、東京招致をめぐっては、五輪をてこにした3環状道路建設など、インフラ整備もあわせ8兆5千億円もの無駄な投資の問題や、新たな環境悪化が懸念されています。オリンピック招致を「錦の御旗」に、懸案の大規模開発を加速しようという狙いは明らかで、東京一極集中を更に進めるものです。

この東京大会招致をあえて「日本招致」と言い換え、「京都府にとっても……絶好の機会」などとする決議案の内容にも、奇異の念を禁じえません。オリンピックの東京招致は、京都府民の役に立たないことはもちろん、東京都民にとっても福祉切り捨て、犠牲押し付けにつながるものであり、この決議案には反対です。

以上で討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

● 2008年3月21日の2月議会閉会本会議で、西脇郁子議員が行なった議案についての討論（大要）を紹介します。

議案討論

■西脇いく子（日本共産党・京都市下京区）

日本共産党の西脇郁子です。議員団を代表し、議題となっています31議案について、第1号議案一般会計予算、第9号議案流域下水道事業特別会計予算、第10号議案港湾事業特別会計予算、第13号議案・水道事業会計予算、第17号議案・後期高齢者医療財政安定化基金条例制定の件、第21号議案・心身障害者扶養共済条例一部改正の件、第24号拡声機による暴騒音の規制に関する条例一部改正の件に反対、他の議案には賛成の立場から討論を行います。

国による構造改革路線と三位一体改革により、深刻な負担増や格差があらゆる分野、地域、各層に広がっています。ところが政府与党は来年度予算案で、大企業にはさらなる減税を盛り込み、また、大問題となっている道路特定財源についても、暮らしを応援する一般財源化を拒否し、高速道路建設を中心とした59兆円もの道路中期計画を優先し、軍事は聖域化するなどおよそ生活者重視とはいえないものになっています。それだけに、京都府が自治体本来の役割を果たすことが今ほど必要なときはありません。

以下、本会議、予算委員会等の審議で明らかになった問題点について具体的に指摘いたします。

まず第1号議案（平成20年度一般会計予算案）についてです。

昨年の参議院選挙以来、国民の声に応える政治を求める声が強まっているなかで、来年度予算案に、府民の暮らしの実態や大きな運動の広がりや議会での論戦を反映し、30人程度学級の実現、木造耐震改修助成制度の要件緩和、原油価格高騰対策特別融資の創設など盛りこまれています。しかし、全体としては、総括質疑からも明らかになったように、府民の暮らしを支える施策を来年度も削減し、さらに京都府の自治体としての役割を後退させる「受益と負担」「自立・自助」を基本とした「経営改革プラン」推進の立場には変わらないことがより明らかになった予算案となっています。

まず、一つ目に、府民の暮らしと営業を守る問題です。

はじめに「難病患者療養見舞金」と「小児慢性特定疾患患者見舞金」の廃止についてです。これらの事業は、これまで長期療養のなか医療費や診断料、受診交通費、日用品費など特別な出費が必要で経済的、精神的負担が大きいと、激励と支援をこめて実施されてきたものです。難病団体の方々の懇談の中でも「特定疾患医療需給者証の更新に毎年1万円近くかかる、そのためにと思って受け取ってきたのになくなる」と絶句された方や、「府南部から府立医科大学付属病院まで通院していて毎月治療費だけで1万円近くかかる、負担が増える中またかと思う、その精神的ダメージが大きい」との切実な声が相次いで出されていました。にもかかわらず京都府は難病患者さんたちの声も全く聞かず予算を打ち切ることは認められません。さらに知事総括質疑で山田知事は、「見舞金事業というあいまいな形でやっていくことが本当によいのかどうかと思っている」と昭和54年から続けられてきた見舞金事業そのものの意義を全く理解していない答弁をされたことは問題です。

二つ目に、府外の私立高校に通学する生徒の私学助成の廃止についてです。

本府は1600人への年間48000円もの直接助成を、来年度より新入生から打ち切り、3年で廃止するとしています。この事業はこれまで39年間、教育の機会均等、保護者の経済的負担の軽減などを目標として実施されてきたにもかかわらず、保護者など当事者の声も全く聞かず一方的に打ち切るものであり絶対に認められません。

しかも、削減の手法として、これらの事業は、一昨年から導入された、外部委員会による事業仕分けによって1回20分から30分の議論のなかで、他府県が実施していない、などとして乱暴に切り捨てる方法で削減したものです。府民目線と言いながら実際に一番困っている府民の声を聞かず、頭ごなしに廃止するやり方は、住民の暮らしを応援する自治体の役割を否定するものであることも厳しく指摘しておきます。

三つ目に、中小小売業者や地元商店街を守る問題についてです。

これまで、京都経済を担い、地域経済を支えてこられたのが府内の中小小売業者、商店街ですが、大型店の出店に加え、石油などの原材料高騰などにより、営業は一層深刻となっています。そのような中で、京都府

としていっそうの支援を行うことが求められています。商店街関連予算については全体で平成17年比で9300万円もの削減、中小企業団体関連予算も2億4100万円の削減となっています。深刻な中小小売業者や商店街の実態に逆行したものです。

あわせて、書面審査で引き続き求めました府として京都府全体の地元商店街への大型店出店に対する影響調査について、府は「3年に1回の統計調査で全数は網羅し、実態についてもヒアリングで把握している」という答弁がありました。しかしながら提出された資料につきましては、大型店の影響について全く触れていない、影響調査とは言いがたい内容であり、このことは、大型店の出店により営業が脅かされ、廃業に追い込まれるなど大変な痛みを押し付けられている地元商店などの思いに心を寄せない冷たい京都府の姿勢を浮き彫りにしたものに他なりません。そのことを厳しく指摘するとともに、大型店の出店影響調査を求めるとともに、京都府独自の大型店の出店を規制する条例やガイドラインの制定を求めるものです。

第2に、府民の安心・安全を守る問題についてです。

安全な道路交通にとって信号機の設置は欠かせませんが、今でも京都府内全体で300から400件もの信号設置の要望があるにもかかわらず、来年度も府内全体でわずか20基しか予算化されていません。

昨年、京丹後市峰山バイパス開通直後、2年間で2名もの痛ましい死亡事故が発生しました。安心安全と知事が言うのなら、事故が起こってから信号機をつけるのではなく、信号機予算の大幅増額を行うべきです。

あわせて、城陽の山砂利採取地に産業廃棄物を含む建設汚泥処理土が持ち込まれた問題についてです。城陽市をはじめ地元あげて産廃を撤去すべきだと一貫して要望しておられます。にもかかわらず、京都府は、「再生土問題に関する検証委員会」での覆土方針を「錦の御旗」に地元の撤去の願いに背を向けています。

さらに、南丹市のカンポリサイクルセンターで基準値を超えたダイオキシンが発生した問題についてです。過去4回の専門家会議において、法定基準値を超えたダイオキシンの発生を検証する中で、カンポ社のずさんな運転管理等が指摘され、その反省のもとでカンポ社自らが自主基準値を設定した経過がありました。にもかかわらず、京都府は、書面審査のなかでこれまでの専門家会議での検証経過を無視し、「法基準を守っていれば基本的に再稼働できない」と言い切ることはできない」と国基準で稼働を認めるような発言をしていますが、このことは府民の安全に責任を持つ京都府の役割を放棄するもので絶対に認められません。

第3に、ムダ使いを改める問題についてです。

府民には暮らしと健康を守るための助成などを削る一方で、本来メスを入れるべき事業にメスが入れられていません。

先の京都市長選挙でも大きな争点になった京都市内高速道路には斜久世橋線に4年間にわたり合計12億円だすなど124億円も支出しています。

さらには「同和奨学金の返済肩代わり」である「高等学校奨学金償還対策事業費」など旧同和対策事業に6億8000万円計上しています。先に行われた京都市長選挙では、京都市が行っている同和奨学金の返済肩代わりが市民の大きな批判を呼び、選挙の大きな争点にもなりました。世論の広がりのおかげで京都市は今年度の返済肩代わりの執行の停止と来年度予算の計上ができなくなりました。ところが京都府ではいまだに同和奨学金の返済を肩代わりして、来年度だけで3億8000万円、今後17年間で10数億円も支出しようとしています。昨年の最高裁判決では「同和奨学金等の借受者であることを持って一律にその返還が困難であるものと認めることの合理性を基礎づけるに足りる事実は失われてきた」とされているように全く道理がありません。同和特別扱いは中止すべきです。

畑川ダム建設につきましても、本年2月に実施された町の造成宅地所有者へのアンケートでも、家を建てたいという方は69件のみ、あとはセカンドハウス、条件を整えばということで明確な人口増の根拠となるものではありません。進出企業の水需要増もいずれも根拠がないことがはっきりしています。当面の水需要増は既設水源で十分カバーできるものであり、和知中央水道の活用も可能であります。わが党のこれらの指摘にまったく答えようとしない態度を改め、過大な水需要予測に基づく畑川ダム建設はきっぱり中止すべきです。

あわせて、京都府の給与費プログラムについても指摘しておきます。

京都府は、06年度より4年間で職員を1500人削減するという計画のもと、08年度は240人の削減を押し付けようとしています。山田知事は、本会議でのわが党の前座議員の質問に対し「正規雇用の大切

さがしっかりと認識されるよう訴えたい」と答弁されていますが、その足元で正規職員の非正規化への置き換えが急速に進んでいます。知事部局では5年間で526名も減らされ、反対に週30時間の非常勤嘱託が392名と86名も増え、臨時職員も353名にも上っています。しかも非正規嘱託の勤務条件はきわめて劣悪です。

府内でのDV被害者支援の要として大きな役割を果たしている配偶者暴力支援センターでも相談員は、非常勤嘱託で、収入は月に13万円から14万円で一時的にゼロ、しかも契約更新を10年間にわたり毎年続けているという実態や、本来業務の伝票の審査業務に4名の派遣労働者が雇用されているなど、不安定雇用・ワーキングプアが京都府の職員の中に増えていることが書面審査を通じて明らかになりました。本来、常用雇用の代替に派遣は使えない」という派遣法にも抵触するものです。京都府自らが不安定・低賃金の非正規労働を増やし続けているのは大きな問題です。今こそ知事自身が言ってこられたように正規雇用の大切さを認識し、給与費プログラムについては見直しすべきです。

最後に予算案に含まれている税務共同化についてです。

今年の秋には「税務共同化のための広域連合」を立ち上げるとして、「税務共同化推進費」が計上されています。長岡京市が「広域連合へは、市町村による判断や選択に基づいて参加できるようにし、時期も柔軟に対応を」と求めているように、この税務の共同化のための広域連合については、「税務共同化推進委員会」が昨年12月に報告書を取りまとめたところであり、各市町村でも、市町村議会でも、ましてや住民の中でも、議論はこれからです。これを7人の推進委員で検討したからと言って、税の課税も徴収も共同化することを既定の路線として、結果を押し付け、拙速にすすめることは許されません。まさに市町村の自治、住民自治を踏みにじるものです。この共同化については、各自自治体の持つ賦課・徴収の自主的権限を侵すのではないのか。課税や徴収という重要な問題が、府議会や市町村議会での議論から切り離されたり、制約されているのか。市町村行政が担う住民福祉の向上と税を切り離して、総合性が維持できるのか、住民の個人情報を守られるのかなど、関係者から多くの疑問や意見が出されています。こうした状況を見無視して、先に「共同化ありき」でことを進めようとするやり方には反対です。

以上、問題点を明らかにいたしました通り、第1号議案一般会計予算案には反対です

続いて、第9号議案流域下水道事業特別会計予算案についてです。

従来から指摘してきました通り、巨大な貯留管方式は無駄遣いにほかならず、治水対策は河川改修や小規模貯留管の敷設などで行うべきであり、反対です。

次に第10号港湾事業特別会計予算案についてです。

昨年度の外貿量は約300万トン、うち関電の石炭が250万トンです。和田埠頭は大型コンテナ埠頭とされているのですが、荷揚げコンテナは90隻から約5000個、1隻平均50～60個に過ぎず、5万トン級大型コンテナ船は必要ありません。過大な貨物取扱量予測に基づく和田埠頭建設には反対であり、10号議案には反対いたします。

次に、第13号議案 京都府水道事業会計予算案についても反対です。

今回、高すぎる乙訓地域にかかる水道料金については、住民の運動や地元関係者の努力によって5円の値下げが実施されますが、今日、最大の問題となっている基本水量問題は依然として解決が図られていません。乙訓府営水道の供給を受けている長岡京市、向日市、大山崎町の多くの住民の声は、「なぜ、使っていない水量の分まで、料金を払わなければならないのか」「企業の分までなぜ払わなければならないのか」ということにあります。この住民の当たり前の声に応えた水量問題の解決こそ、今日求められています。上水道と工業用水を一体化し、企業の分まで住民に押し付けた本府の責任において、この声に応えた解決を図られるよう強く求めるものです。

次に17号議案後期高齢者医療財政安定化基金条例制定の件についてです。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者に新たな負担を押し付けるだけでなく、75歳以上の高齢者は診療や検査の上限を決め、受診できる医療機関も制限するなど医療の内容に差別を持ち込む制度となっています。さらに退院が難しい患者に限り退院計画をつくり退院させたら報酬が出るという仕組みや回復が見

込めないと判断された患者について終末期の治療計画を立てた場合に診療報酬が出るという仕組みまでもが示されています。これまで長い間、地域社会を支えてこられた方々が高齢になって安心して医療を受けられるようにするのは政治や社会の責任であるにもかかわらず、75歳になったとたん積極的に治療を行わない別立ての保険に追い立てるような国は世界中にどこにもありません。

本条例案は、今廃案が求められている後期高齢者医療制度の導入を前提としているものであり反対です。

次に第21号議案心身障害者扶養共済条例一部改正の件についてです。

心身障害者扶養共済制度の掛け金を既加入者で現行の3500円を2.6倍の9300円に、最高金額では13300円を1.7倍の23300円にまで引き上げようとするものです。しかも、5年に1回の値上げとなります。この共済制度は、親亡き後、残された障害者の生活を支えるために重要なものであり、現在、全国で6万5898人が加入しています。制度創設以来、見直しが行われるたびに、掛け金が引き上げられてきましたが、給付額は、月額2万円と変わらないにもかかわらず、掛け金が大幅に上がることにより、加入者の負担はいつそう重くなるとともに、新規加入者も減らし、財政基盤をますます弱くすることにもつながります。国の責任で公費負担を増やし、この制度を維持強化していくことこそ必要であり、加入者の負担増となる掛け金の引き上げには反対です。

次に第24号議案拡声機による暴騒音の規制に関する条例一部改正の件についてです。

この改正案は、音量の測定について換算測定方法を導入し、拡声機の使用停止命令や移動命令を新設し、これに伴う罰則も整備しようとするものです。

この条例は、右翼等の暴騒音だけでなく、憲法に保障された権利に基づく府民の通常の活動をも規制しようものとなっており、今回の改正案で、一層その危険性が高まります。具体的には、適法に拡声機を使用していたものに対し、右翼など妨害勢力が後からやってきて大音量で妨害した場合、警察官が現場に来て、初めから適法に拡声機を使用していた側の方にも移動命令を出す、それも刑罰をもって強制されるという可能性があります。

この拡声機条例改正案については、パブリックコメントでも、寄せられた8件の意見のうち、反対が6件であったように、多くの反対や危惧の声が寄せられています。今回の拡声機条例一部改正案は、府民の表現の自由や政治活動の自由を不当に制限する恐れが強まるものであり、反対です。

なお、第16号議案「京都府公益認定等審議会条例制定の件」については、賛成するものです。

が、これまで社団法人や財団法人などの公益法人は、主務官庁の認可を得て設立されてきましたが、今回の法改正によって、一定の要件を満たしておれば、一般の社団、財団法人として、主務官庁の認可なしに、登記のみで設立することができるようになります。これは簡単になっていいようですが、これが暴力団などの社会的犯罪組織が公益法人のような看板を掲げ、出資者を募る、経済活動を行う、こういうことに道を開くこととなります。審議で明らかになりましたが、これについては、法律上の規制もなく、事件が起こるまでは何の規制も受けません。こうした一般社団、財団法人への監督責任もしっかり果たすようにもとめておくものです。そして、今回、設置される審議会の審査を受けて設立される公益法人には、税制等の優遇措置を受けることができることとなりますが、公益法人として認可をする基準については、府民から見て客観性、公平性が保障されるようその厳正な運用を求めるとともに、公益的役割を果たしている法人の活動がしっかりと保証されるよう求めておくものです。

最後に第30号議案、丹後あじわいの郷の無償貸付についてです。

98年開園から10年になりましたが入園者は10万を割り、経営は事実上破綻しています。あじわいの郷は60億円も投入されてきた府民の貴重な財産です。今後どうするのか、委員会を設けて検討中とのことでありますが、丹後地域の振興に真に役立つものとなるよう、株式会社ファームへの委託を続けるのかを含め、抜本的な見直しを強く求めて討論を終わります。ご清聴ありがとうございました。

●意見書案・決議案 本文を紹介します。

可決（全会派提案 賛成：全会派）

海上自衛隊艦艇と漁船との衝突事故に関する意見書

去る2月19日、千葉県沖において、海上自衛隊第3護衛隊群所属のイーゼス護衛艦「あたご」と漁船との衝突事故が発生し、今なお漁船乗組員2名が行方不明となっており、早期の救助が望まれている。

事故原因の調査は現在進められているが、報道で伝えられる護衛艦の衝突前の回避行動や衝突後の対応をみると、自衛隊に対する国民の信頼を著しく損ねるものである。

京都府内には舞鶴基地があり、海上での安全航行上、漁業関係者や海運関係者のもとより多くの府民が大変不安に感じており、府民の安心・安全を確保する立場から極めて遺憾である。

よって、国におかれては、救助活動に万全を期すとともに、事故原因の究明を徹底的に行い、二度とこのようなことが起こらないよう、実効ある安全対策を早期に講じられることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

可決（全会派提案 賛成：全会派）

在日米軍人等による犯罪防止に関する意見書

我が国には、29都道府県に130を超える米軍基地や関連施設が所在している。これらの多くが住宅地域に近接しており、米軍人・軍属等による事件・事故がしばしば引き起こされていることは、大変憂慮すべきことである。

なかでも、米軍基地が集中する沖縄県においては、米軍人・軍属等による凶悪犯罪が繰り返され、そのたびに再発防止への努力が語られながらも、実効ある効果が上がらないまま今日に至っていることは、誠に遺憾である。

よって、国におかれては、米国政府に対し、改めて在日米軍関係者の綱紀粛正・規律保持の徹底を求めるとともに、犯罪防止に向けた具体的かつ実効ある措置を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

地デジ放送の受信対策の推進を求める意見書

地上デジタルテレビジョン放送は、既に一昨年全都道府県・全放送事業者の親局において放送が開始され、政府においても「デジタル放送推進のための行動計画（第8次）」を策定、アナログ放送終了期限の2011年7月までの最終段階の取り組みが行われているところである。

7次にわたる関係者の行動計画により、普及計画の目標に沿って進んでいるものの、残された期間においては放送事業者側及び視聴者側ともに多くの課題が指摘されている。今後3年間でデジタルテレビ放送の受信に未対応の世帯も含め、完全移行のため普及世帯や普及台数を確保することは難事業と考えられる。

とりわけ、デジタル放送への移行に伴う視聴者の負担問題については、経済的弱者への支援策が求められており、また、視聴者のデジタル受信器購入やアンテナ工事、共聴施設の改修等具体的行動について、理解を深め、支援する方策が求められている。

よって、国におかれては、平成20年度予算案に計上された地上デジタル放送関係予算の着実な執行と併せ、次の事項についての取り組みを推進されるよう強く要望する。

- 1 視聴者側の受信環境整備に伴う負担軽減のための方策を強力に進めること。また、経済的弱者への支援策について、早急に内容を検討・決定すること。
- 2 今後、地デジ放送に関する相談が飛躍的に増加することが見込まれるため、「地域相談・対策センター」を各府県毎に整備し、地域住民の実態に即したきめ細やかなサービス体制を整備すること。
- 3 デジタル中継局整備や辺地共聴施設整備などについて、地方自治体の過度の負担とならないよう放送事業者等との調整を図るとともに、自治体負担の一層の軽減を図るため、支援策を拡充すること。
- 4 都市受信障害については、各地域の実情を把握の上、良好な受信環境の整備を図り、情報格差が生じないように努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

可決（自民・民主・公明提案 賛成：全会派）

難病対策の充実に関する意見書

症例数が少なく、原因不明で治療方法も未確立であり、かつ、生活面で長期にわたり支障がある難病患者とその家族が抱く精神的・経済的不安、悩みは計り知れないものがある。国における医療費の公費負担制度の適用範囲やその内容の充実など各種の支援は、多くの難病に苦しむ患者にとって切実な願いである。

しかしながら、現在、特定疾患として指定を受けているのは123疾患で、医療費の公費負担の対象となっているものはその中の45疾患にとどまっている。

間脳下垂体の難病である「中枢性尿崩症」など「下垂体機能障害（総称）」は、ホルモンバランスに起因し、多くは複数の疾患を併せて発症するが、治療法が確立されていない。患者は、ホルモン量を調整するため高額な薬を生涯にわたり服用しなければならない状況にあるものの、「下垂体機能障害（総称）」のうち、特定疾患に指定されている疾患は3疾患のみであり、いずれも公費負担の対象にはされていないことから、その精神的・経済的不安は計り知れないものがある。

よって、国におかれては、「中枢性尿崩症」など「下垂体機能障害（総称）」に苦しむ難病患者が、安心して最善の治療を継続して受けられるよう、特定疾患への指定及び公費負担対象疾患の拡大を行うとともに、長期療養を支える施策を積極的に推進するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

可決（自民・民主・公明提案 賛成：全会派）

肝炎対策の推進に関する意見書

平成20年1月11日、薬害C型肝炎患者を一律救済するための薬害肝炎救済法（略称）が成立した。これを受けて、平成20年1月15日、全国で審理中の薬害肝炎訴訟を今後順次和解する上での基本的事項を定めた基本合意書が、国と原告団との間で締結され、2月4日には、国との初の和解が成立したところである。

人道的観点から、早急に薬害感染被害者の一律救済の要請にこたえるべく議員立法により制定されたこの薬害肝炎救済法に基づき、特定フィブリノゲン製剤と特定血液凝固第9因子製剤によるC型感染者原告を対象に、症状に応じた給付金が支払われることが決まった。

しかしながら、カルテや医師の投薬証明などの証明手段がなく救済を阻まれる被害者をはじめ全国約350万人といわれるウイルス性肝炎患者への総合的な支援・救済策や、製薬会社の責任と負担の明確化、再発防止対策など、早期に解決されるべき課題が残されている。

よって、国におかれては、このような薬害の再発防止と安全対策を徹底するとともに、法整備も含め、肝炎の早期発見や肝炎患者全員に対する適切な医療の確保など総合的な肝炎対策を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

食の安心・安全の確保に関する意見書

食の安心・安全が国民にとって大きな関心事となる中、食品偽装事件や中国産冷凍ギョウザ問題等食の安全を揺るがす事案が相次いで発生し、国民の不安を招いている。

特に、我が国においては、食料の海外への依存度が高いにもかかわらず、輸入食品に対する安全性確保のための対策が不十分であることが指摘されている。

食の安心・安全の確保は、国民の健康に直結した重要な課題であり、誰もが安心した食生活を送れるよう、食に対する信頼の回復を早期に図ることが強く求められている。

よって、国におかれては、食の安心・安全を確保するため、次の措置を講じられるよう強く要請する。

- 1 全国31か所の検疫所に330名余配置されている食品衛生監視員の大幅な増員等、水際における食品検疫体制を拡充・強化すること。
- 2 加工食品や外食を含め原料原産地の表示を義務付けるなど、厳正な食品表示制度を確立すること。
- 3 食品の生産段階から最終消費段階までの経路の追跡・遡及が可能となる制度の充実に努めること。
- 4 食品の安全に関する情報を一元化して関係機関が共有し、消費者へ早期に警告・危害発生を防止できる体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書

中小企業を取り巻く経営環境は厳しいものがある。原油・原材料の高騰がオイルショック以来の記録的な価格となる一方で、親事業者への納入価格・公共事業体の落札価格は低迷を続けるなど、中小企業はいまや危機的状況にあるといっても過言ではない。

こうした状況に鑑み、昨年12月、福田総理は「原油高騰・下請け中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議」を2回開催し、関係省庁に対して、原油高騰の影響を受ける中小企業に所要の緊急対策を指示したところである。

深刻な影響を蒙る中小企業に対して、政府がとった一連の措置については一定の評価を下すものの、今回の緊急措置が場当たりの対策に終始しないよう、今後は、中小企業における金融支援策の強化や経営指導を効果的に行う相談窓口体制の構築、中長期的な視点からの省エネ施策の推進、技術力の向上などの対策など、中小企業底上げに対して一段と踏み込んだ対策を講じることが必要である。

よって、国におかれては、わが国企業の99%を占め日本経済を下支えする中小企業が健全な経営環境を取り戻し、地域経済の発展に寄与するため、中小企業底上げ対策の一層の強化を図られるよう、次の事項について強く要望する。

- 1 中小・小規模事業者の金融支援をトータルに行うための「仮称・中小企業資金繰り円滑化法」の早期制定
- 2 各省庁所管のもと数多くある中小企業相談窓口を一本化すること
- 3 公正な取引を実現するため、下請代金支払遅延防止法を厳格に運用すること
- 4 下請適正取引のためのガイドラインの周知徹底を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

労働者派遣制度を見直し地域における雇用・就業対策の拡充強化を求める意見書

わが国の景気・経済状況は、米国に端を発したサブプライムローン問題や原油価格の高騰、急速な円高など、昨年前半までの景気回復傾向とはうって変わり、予断を許さない局面を迎え、雇用環境が一層厳しさを増すことが懸念されている。また、企業の収益が労働者の賃金に反映されていないとの指摘がある中、雇用問題をめぐっては、非正規雇用と正規雇用との労働条件の格差を是正すること、日雇い派遣等に問題が多い労働者派遣制度を見直すこと、長時間労働による心身の健康被害、過労死や過労自殺を防ぐために労働時間の短縮を図る対策を拡充すること、非正規雇用の割合が多い若年層に対する安定した就労に向けた支援等の課題が指摘されている。

人口減少時代の到来により労働力不足が危惧される中、雇用・就業対策は、縦割り行政を改め、教育・労働・産業の各分野において、人づくり政策、教育政策との連携において、地域の実態にあわせた総合的な雇用対策を推進する必要がある。

よって、国におかれては、次の事項を速やかに実施されるよう要望する。

- 1 パート労働者、有期契約労働者等と正規労働者との間の合理的理由のない格差を是正し、均等・均衡待遇を確保すること。
- 2 一時的・臨時的な労働力の需要調整としての労働者派遣事業の原点に立ち返り、雇用が不安定で使用者責任が不明確な日雇い派遣等について見直しを行うこと。
- 3 メンタルヘルスの不調や過労死などにつながる長時間労働、不払い残業対策などを直ちに講じ、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）に配慮した労働時間の実現をめざすよう、労働時間短縮のための労使の取り組みを支援・促進すること。
- 4 地域の雇用情勢に即した介護・医療・教育・環境・防災など公的分野での雇用拡大、新産業の育成やNPOによる雇用創出など地域主体の実効性ある雇用施策を創設し、公労使による「雇用対策推進会議」等の実効性を確保すること。
- 5 雇用が不安定な若年者の就労を促進するため、職業安定所において求職から就職まで個人アドバイザーによる相談・助言をマンツーマンで実施し、教育・職業訓練などの支援策を確立すること。また、若者の就業対策としてその効果が期待されている中学校二年時の職場体験学習を、全国の市町村で実施されるよう、必要な支援措置を行うこと。
- 6 雇用における「ミスマッチ」解消と早期再就職を図るため、地方公共団体が国と連携し、職業相談・職業訓練・トライアル雇用・職業紹介を一貫した体制で実施し得る支援策を推進すること。
- 7 特に、有期契約労働者の育児介護休業の取得推進を図るとともに、保育体制の拡充、学童保育の支援体制を合わせ、働く親の仕事と家庭の両立支援措置を推進すること。
- 8 特に厳しい障害者雇用について、障害者法定雇用率達成に向けて厳正な運用を図り、障害者雇用支援策の展開を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

道路特定財源の堅持による地方財源の確立を求める意見書

地方財政は、非常に厳しい現状であり、強力に行財政改革を進めるとともに、様々な財源を最大限活用し、府民生活の安定、安心・安全の確保に全力を尽くしているところである。

京都府における道路整備は、道路特定財源に加え、多額の一般財源を必要としており、社会保障や教育の充実、治安の確保を進める中で、道路特定財源は非常に重要な安定財源となっており、ガソリン税等の暫定税率が廃止された場合には、道路問題にとどまらず、教育や福祉といった住民生活に深刻な影響を及ぼしかねないものである。

また、京都府においては、かつて道路等の社会資本整備が十分行われなかった時代があったことから、道路整備が全般的に立ち後れている現状にあり、今後、寸断された京都縦貫自動車道の整備をはじめとする真に必要な道路整備、バリアフリー等、生活に密着した道路整備や増大する老朽橋等の維持管理のためには、道路財源の確保は不可欠である。

こうした中、もし道路特定財源の暫定税率が期限切れになると、京都府では約140億円の財源不足が生じ、その影響は計り知れないほど大きい。

よって、国におかれては、このような地方の実情を深く認識され、次の事項を実現されるよう強く要望する。

1 地方財政の実状と道路整備の現状を踏まえ、暫定税率を含めて道路特定財源を堅持すること。特に地方財政に混乱を来さないよう、本年度内に租税特別措置法改正法案等を成立させること。

2 遅れている地方の道路整備を推進するため、道路特定財源の地方への配分割合を高めるとともに、地方における道路整備財源の拡充・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

労働者派遣法の抜本改正を求める意見書(案)

いま、相次ぐ規制緩和の結果、働く者の3人に1人が非正規で占められ、派遣労働者は321万人に達している。とりわけ「登録型派遣」や「日雇い派遣」の若者たちは、「ワーキングプア」の状態におかれているだけでなく、「人間を消耗品として使い捨てる」ようにして働かされており、このままでは日本経済と社会に未来はない。

現行の労働者派遣法は、摘発された派遣会社が行政処分しか受けないなど派遣元企業の保護法となっており、さらに派遣先企業の違法に対しては何の処分もなく、企業名さえ公表されないなど、大きな欠陥をもっている。

よって、国におかれては、「日雇い派遣禁止」や「常用代替防止」をふくめ、労働者派遣法を「派遣労働者保護法」として一刻も早く抜本改正し、正規雇用に拡大するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

道路特定財源の一般財源化および道路関係諸税の暫定税率廃止を求める意見書（案）

道路特定財源制度は、道路整備のための緊急措置として1954年（昭和29年）に創設されて以来、54年間も継続され続けてきた。また、暫定税率は、道路整備をさらに加速させるために1974年（昭和49年）に設けられて以来、34年間も継続され続けてきた。

今日、国と地方の財政悪化を理由に、毎年、社会保障費が2200億円削減され続けているのははじめ、介護、医療、福祉、教育など国民生活に関わる施策が後退し続ける中で、巨額の税収をもっぱら道路につぎ込む道路特定財源と暫定税率の見直しを求める世論は、どの世論調査をとっても圧倒的多数の国民の声となっている。

地方にとって、生活道路の整備およびバリアフリー化をはじめとした道路の安全対策は重要な課題である。ところが、今後10年間に59兆円もの税金を道路整備に投入する「道路整備中期計画」では、通学路の歩道整備や段差解消などバリアフリー化、防災対策は、全部あわせてもその1割に過ぎず、高速道路やバイパス建設など自動車専用の大型道路が全体の4割を占めている。そもそも「道路整備中期計画」は、国民生活に必要な道路整備の予算を積み上げたものではなく、まず59兆円の総額を確保し、それを使い切るために不要・不急の道路整備を積み上げるという計画であり、ムダづかいの温床となっている。

こうした道路特定財源を一般財源化することで、地方の自由度は増し、各自治体の判断で住民視点から出発した施策の展開が可能となる。また、暫定税率の廃止は、地球温暖化防止に逆行するという議論があるが、環境税の創設によって、CO2の削減、地球温暖化防止対策の抜本的な強化こそが求められている。

よって、国におかれては、地方に十分な自主財源を保障した上で、道路特定財源の一般財源化および道路関係諸税の暫定税率の廃止をおこなうよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書（案）

本年4月より、75歳以上を対象とする「後期高齢者医療制度」が実施されようとしている。

この制度は、これまで保険料負担のなかった扶養家族を含め75歳以上のすべての高齢者からの保険料徴収、月額15,000円以上の年金受給者に年金から保険料の天引き、保険料滞納者には保険証の取り上げまで行う過酷なものである。さらに、75歳以上を対象とした別立ての診療報酬を設定し、高齢者に差別医療を強いるもので、こうした別立て医療制度は世界に類を見ないものである。

しかも、「医療費適正化」路線により、今後保険給付内容が、現役世代に比べさらに限定的・抑制的になることは明らかである。

現在、国民的な実施の中止を求める声の広がりの中、共産党、民主党、社民党、国民新党が共同し、後期高齢者医療制度を廃止する法律案が提出されており、本格的審議が求められている。

よって、国におかれては、後期高齢者医療制度の4月実施を中止し、制度を廃止するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

中小企業を支援する緊急対策を求める意見書(案)

日本経済はいま、「底が抜けてしまった」といわれるような深刻な不安と危機に見舞われている。とりわけ中小零細企業は、原油などの原材料高騰と急激な円高による深刻な影響をうけて、危機的な状況におかれている。

こうした状況をうけて、政府は年末以降、中小企業への「緊急対策」を講じているが、その内容は事態の深刻さに対してまったく不十分なものとなっている。

中小企業の疲弊の根本的な原因は、政府が長年にわたって中小企業と地域経済を犠牲にして、大企業中心の経済政策をとり続けてきたところにある。史上最高の利益をあげている大企業は、原材料高騰のしわ寄せを立場の弱い下請け企業に押しつけている。

よって、国におかれては、経済政策の軸足を大企業中心から、国民と中小企業へと抜本的に転換し、危機的な状況にある中小零細企業を支援するため、以下の対策をとられるよう強く要望する。

1. 中小企業予算を大幅に拡充し、経営危機を打開する支援策をおこなうこと。
2. 備蓄石油を放出し、石油元売りに費用価格情報の公開と差益の還元を求めるとともに、原油価格高騰の影響をうける中小零細企業の経営支援等をいっそう充実させること。
3. 原油・素材価格高騰の中小企業への一方的なしわよせと中小企業製品の買い叩きを防ぐために、優先的地位の乱用を取り締まり、適正な単価の確保をはかること。下請検査官を大幅増員し、下請二法を抜本拡充して、取引の適正化をはかること。
4. 中小企業の命綱となっている信用補完制度については、「責任共有」等の見直しによって中小企業金融の道が絶たれることのないようにするとともに、中小企業金融をさらに拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

消費税増税に反対する意見書（案）

政府税制調査会は、昨年11月、税体系全体のあり方について、答申を行った。答申は、消費税増税を求める一方、法人税率の更なる引き下げを求めている。

政府は、消費税導入や税率引き上げの際にも、「社会保障の財源」「高齢化社会のため」等と説明をしてきたが、その後、医療費や介護の負担増、年金支給の引き下げ等、社会保障は、連続して改悪されてきた。実際、2007年度末までの消費税額は188兆円だが、この間の法人3税の減収は159兆円であるように、消費税は大企業の減税に消えているのが実態である。

低賃金・不安定雇用の拡大や原油高騰、円高の影響で国民の暮らしと中小零細企業の経営が深刻な事態に陥っている時に、消費税の増税が行われれば、日本経済と国民の暮らしに大打撃になることは明らかである。今求められているのは、一部の大企業や大資産家を優遇する税制から、生活費非課税、累進制、総合課税という「税の三原則」に基づく改革である。

よって、国におかれては、消費税率の引き上げを行わないよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

道路特定財源改革をはじめとする地方分権改革の推進と

地方財源の確保を求める意見書(案)

少子高齢化、人口減少が進行する中で、地域間格差は拡大を続けている。今、中央集権型システムから、地域の多様性、個性を活かし、活力に満ちた地方分権型社会への変革を実現していくことは、急務の課題である。

そのためには、「地方にできることは地方が担う」ことを原則に、地方に権限と財源を一体的に移譲していかなくてはならない。しかし、地方の財源は、3兆円の税源移譲による交付税原資の減少により約9千6百億円が目減りした上に、国は、地方交付税の削減を続け、その額は、5兆1千億円にのぼっている。また、「自己決定、自己責任、自己経営」は、地方分権型社会の当然の帰結であることから、国直轄事業負担金の廃止や国庫補助負担金のあり方を抜本的に見直すことを求めてきたが、その十分な進展は見られない。

そのような中、現在行われている道路特定財源に関する議論でも、地方が血のにじむような行財政改革を行いながら、必要な社会基盤整備のため一般財源も加えて道路整備を進めている一方で、国においては、その使途などについても多くの問題点が明らかになる中、特定財源とした上で、暫定税率を10年間維持するという租税特別措置法案等や道路の中期計画(素案)は、現在の中央集権型システムを前提としたものであり、今日まで、地方六団体などが求めてきた真の地方分権改革の視点が捨象されていることに、大きな危惧を持っている。

よって、国におかれては、地方分権改革の推進と地方財源の確保のため、次の事項について実現されるよう強く求める。

- 1 国と地方の役割分担を根本的に変え、「地方にできることは地方が担う」ことを原則に、地方に権限、事務、財源を一体的に移譲し、中央集権型システムから地方分権型システムへの変革を早急に行うこと。
- 2 税源移譲により地方の歳入不足を招いている地方財源約9千6百億円、地方交付税交付金5兆1千億円の復元を行い、国直轄事業負担金を廃止するとともに、国庫補助負担金のあり方を抜本的に見直すこと。
- 3 道路特定財源については、今後の道路整備のあり方について、地方分権型システムへの変革を推進するという観点から、道路整備に関する権限、事務、一般財源化も含めた財源のあり方、税制について、抜本的に検討・見直し・改革を行うこと。
- 4 地方の社会基盤整備は、未だ十分とは言えない状況にあり、地方にとって必要な社会基盤、道路を着実に整備できるよう、実効性ある地方財源の確保を最優先とした措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書(案)

2006年6月、国会において成立した医療制度改革関連法により、現在の老人保健制度が廃止され、代わって新たな後期高齢者医療制度が、京都府内すべての市町村が参加する「広域連合」を運営主体に本年4月から施行される。

「後期高齢者医療制度」は、一定の激変緩和措置が設けられるものの、75歳以上の高齢者を対象に、これまで保険料負担がなかった扶養家族を含め、月1万5千円以上の年金受給者は、年金から天引きで保険料が徴収される。

また、後期高齢者を対象とした別立ての診療報酬を設定するなど高齢者の老後を脅かす医療制度の導入である。

そして、70歳から74歳の窓口負担は1年間のみ1割負担に据え置きとなったが、平成21年4月からは2割負担に引き上げられるなど、ますます高齢者の医療費負担が強いられる。

このような様々な問題を抱えた「後期高齢者医療制度」の実施は、高齢者の暮らしと健康保持にとって重大な悪影響を及ぼすことになり、廃止すべきである。

よって、国におかれては、誰もが安心して医療が受けられるように、次の事項について速やかに行われるよう強く要望する。

- 1 新たな後期高齢者医療制度は廃止すること。
 - 2 医療に伴う国の予算を増額し、高齢者はじめ、国民が安心して医療が受けられるような制度を構築すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2016年オリンピック・パラリンピック競技大会の日本招致に関する決議

オリンピックは、世界の国々のアスリートがスポーツを通して競い合う、世界平和を希求する人類の喜びと希望に満ちた祭典である。

我が国ではこれまで、1964年の夏季東京大会をはじめ、1972年の冬季札幌大会、1998年の冬季長野大会と3回のオリンピック・パラリンピック競技大会を開催し、世界中の人々に多くの感動と喜び、そして勇気を与えてきた。

現在、2016年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京都開催に向けた招致運動が展開されている。

オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、世界各国から数多くのアスリートが集うだけでなく、大会関係者や報道関係者はもとより、多くの観光客が来日し、世界に誇るすばらしい歴史・文化や恵まれた自然を有する京都府にとっても、広く世界の人々に、その魅力を発信する絶好の機会となるものである。

東京一極集中、地域間格差の拡大が進む中、地域再生が政府の最重要課題と位置付けられ、各地方自治体においても、特色ある地域の発展・活性化に懸命に取り組んでいるところである。大会の日本招致決定により、地域再生に向けた政府の取り組みが一層充実・強化され、開催地である東京都や首都圏のみならず、日本全体が元気と活力を取り戻す大きな契機となることを期待するものである。

よって、京都府議会は、2016年オリンピック・パラリンピック競技大会の日本招致を、強く求めるものである。

以上、決議する。

平成20年3月21日

京都府議会

京都府議会2月定例会での意見書・決議案の採決結果

2008/3/21 日本共産党府会議員団

	意見書・決議案名	提出党派	結果	委員会での態度						
				共産	自民	民主	公明	創生	新政	
1	海上自衛隊艦艇と漁船との衝突事故に関する意見書	全会派	可決	○	○	○	○	○	○	○
2	在日米軍人等による犯罪防止に関する意見書案	全会派	可決	○	○	○	○	○	○	○
3	地デジ放送の受信対策の推進を求める意見書案	自、民、公	可決	○	○	○	○	○	○	○
4	難病対策の充実に関する意見書案	自、民、公	可決	○	○	○	○	○	○	○
5	肝炎対策の推進に関する意見書案	自、民、公	可決	○	○	○	○	○	○	○
6	食の安心・安全の確保に関する意見書案	自、民、公	可決	○	○	○	○	○	○	○
7	後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書案	共	否決	○	×	×	×	×	×	×
8	後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書案	民	否決	○	×	○	×	△	×	×
9	労働者派遣法の抜本改正を求める意見書案	共	否決	○	×	×	×	×	×	×
10	労働者派遣制度を見直し地域における雇用・就業対策の拡充強化を求める意見書案	自、民、公	可決	○	○	○	○	○	○	○
11	中小企業を支援する緊急対策を求める意見書案	共	否決	○	×	×	×	×	×	×
12	中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書案	自、民、公	可決	○	○	○	○	○	○	○
13	道路特定財源の一般財源化および道路関係諸税の暫定税率廃止を求める意見書案	共	否決	○	×	×	×	×	×	×
14	道路特定財源改革をはじめとする地方分権改革の推進と地方財源の確保を求める意見書案	民	否決	×	×	○	×	△	×	×
15	道路特定財源の堅持による地方財源の確立を求める意見書案	自、公	可決	×	○	×	○	△	○	○
16	消費税増税に反対する意見書案	共	否決	○	×	×	×	×	×	×
17	2016年オリンピック・パラリンピック競技大会の日本招致に関する決議案	自、民、公	可決	×	○	○	○	○	○	○

○:賛成、×:反対、△:会派内で意見が分かれたもの(創生フォーラムの佐々木議員は民主と同一態度、岡本議員、桂川議員は自民・公明と同一態度)

京都府議会2月定例会での請願

請願番号	請願名	請願団体名	紹介党派	審査結果	委員会での態度						
					共産	自民	民主	公明	創生	新政	
71	後期高齢者医療制度の廃止を求めることに関する請願	京都民主医療機関連合会 会長 尾崎 望	共産	不採択	○	×	○	×	×	×	
72	消費税の大増税に反対することに関する請願	消費税廃止京都各界連絡会 代表者 伊藤邦夫	共産	不採択	○	×	×	×	×	×	
73	福祉灯油の実施を求めることに関する請願	全京都生活と健康を守る会連合会 会長 平本克行	共産	不採択	○	×	×	×	×	×	